

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	こどものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目 評価書帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上野原市は、こどものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上野原市長

## 公表日

令和8年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園等での幼児教育と保育園等での保育が必要な子どもに対し、幼稚園、保育園、認定子ども園等の施設を利用するために必要な子どものための教育・保育給付に係る支給認定を行い、利用者負担額の決定・徴収等を行う。</p> <p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等を利用する子どもに対し、施設等利用給付認定を行い、施設等利用費の支給を行う。</p> <p>&lt;子ども子育て支援法に基づく市町村の事務&gt;</p> <p>■総合的・計画的な支援(第3条)</p> <p>・子どもとその保護者に必要な子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。</p> <p>・関係機関との連絡調整を行い、支援を確実に受けられるよう援助すること。</p> <p>■教育・保育給付の支給(第27条)</p> <p>・市町村は、教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けた場合、その費用を施設型給付費として支給する。</p> <p>・満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から地域型保育を受けた場合、その費用を地域型保育給付費として支給する。</p> <p>■施設等利用給付の支給(第30条の2)</p> <p>・施設等利用費の支給とし、特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けた場合、その費用を支給する。</p> <p>■認定と支給要件(第20条、第30条の5)</p> <p>・保護者は市町村に申請し、認定を受ける必要がある。市町村は申請を受けた場合、保育必要量の認定を行い、結果を通知する。</p> <p>■不正利得の徴収(第12条)</p> <p>・市町村は、不正手段で教育・保育給付を受けた者から、その額を徴収することができる。</p> <p>&lt;児童福祉法に基づく市町村の事務&gt;</p> <p>■保育の提供(第24条)</p> <p>・市町村は、保護者の労働や疾病等により保育が必要な児童に対し、保育所や認定子ども園、家庭的保育事業等で保育を提供する。</p> <p>・認定子ども園法第2条第6項に基づく認定子ども園や家庭的保育事業等で必要な保育を確保するための措置を講じる。</p> <p>■子育て支援事業(第21条の8)</p> <p>・市町村は、地域の実情に応じた福祉サービスを提供し、保護者が最も適切な支援を受けられるようにする。</p> <p>・児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等を実施する。</p> <p>■情報提供と相談支援(第21条の11)</p> <p>・子育て支援事業に関する情報の収集及び提供を行い、保護者からの相談に応じ、必要な助言を行う。</p> <p>・必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあっせん又は調整を行う。</p> <p>■施設の運営と監督(第22条、第23条)</p> <p>・認定子ども園や子育て支援施設の運営を確保し、必要な情報を提供する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育てシステム(基本セット内)</li> <li>・宛名管理システム(基本セット内)</li> <li>・団体内統合宛名システム(基本セット内)</li> <li>・EUCシステム(基本セット内)</li> <li>・統合収納管理システム(基本セット内)</li> <li>・統合滞納管理システム(基本セット内)</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども子育て関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> <li>・本人確認情報ファイル</li> <li>・送付先情報ファイル</li> </ul>	
3. 個人番号の利用	
①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月	

法令上の根拠	31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」の対象事務が含まれる項 (9、127の項)
--------	---

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・情報提供は実施しない <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」の対象事務が含まれる項 (17、155の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て保健課
②所属長の役職名	子育て保健課長

#### 6. 他の評価実施機関

--	--

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	上野原市 子育て保健課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 問い合わせ先電話番号 0554-62-4134
-----	--

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	上野原市 子育て保健課 〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地 問い合わせ先電話番号 0554-62-4134
-----	--

#### 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>

判断の根拠

■上野原市における措置

①物理的安全管理措置

- ・外部進入防止: 監視カメラ
- ・入退館管理: ICカード認証
- ・持込・持出防止: 持込・持出台帳管理

②技術的安全管理措置

- ・子ども子育てシステムへのアクセス時における二要素認証
- ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
- ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク

③移行作業時に関する措置

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

■中間サーバ・プラットフォームにおける措置

①物理的安全管理措置

- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②技術的安全管理措置

- ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

■ガバメントクラウドにおける措置

①物理的安全管理措置

- ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

②技術的安全管理措置

- ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド

